

医業トピックスQA

今月の院長先生からの質問



Q 当院は診療所開設後 1 年しか経過していませんが、医療法人化することは可能でしょうか？

A 医療法人の設立にあたりましては、開設期間の実績は問われません。しかし、医療法人設立後も長期間安定的な運営が可能かどうかを判断する必要があるため、広島県では直近 2 年間の確定申告書（開設期間が 1 年しかない場合は、1 年分の確定申告書と直近の試算表）の提示が求められます。また、設立後 2 年間の事業計画書を作成しますが、開設期間が短い場合は、医療法人設立後、より安定的な収入や利益が見込まれる裏付となる資料の添付が求められます。

今月の時事ニュース

『後発医薬品への変更で総務省が勧告』

～「差し支えがあると判断した場合」以外は先発薬品

総務省は 3 月 22 日「医薬品等の普及・安全に関する行政評価・監視」を公表、同日付で厚労省に対し「後発薬品への変更に差し支えがありと判断した場合以外の後発医薬品への変更を不可としない」旨の勧告を行った。

主な勧告事項は、①医薬品等の供給迅速化の推進 ②後発医薬品の普及促進 ③医薬品の安全対策の推進がある。

このうち「後発医薬品の普及促進」については、平成 25 年度から以下 4 項目を講ずべきとした。

- ① 医療機関に対し差し支えない場合において後発医薬品への変更を不可としない
- ② 患者が後発医薬品を選択し易い対応に努めることの周知徹底
- ③ 市町村別の後発医薬品数量シェアを把握・公表し都道府県に周知すること
- ④ 後発医薬品の規格揃えにつき必要な医療が確保されることを考慮しつつ関係団体等の意見を踏まえ、その見直しを検討することと 一の 4 点を求めている。